

## 広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【東ブロック】）規約 新旧対照表

改正（案）	現行
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（協議会の実施事項）</p> <p>第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有</li> <li>2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難<u>情報</u>等の発令に資する情報提供</li> <li>3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項</li> </ol> <p>第6条～第12条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成29年2月7日から施行する。</p> <p>平成30年1月31日 一部改正</p> <p>令和元年6月11日 一部改正</p> <p>令和2年3月2日 一部改正</p> <p><u>令和 年 月 日 一部改正</u></p> <p>別表1～2（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（協議会の実施事項）</p> <p>第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有</li> <li>2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難<u>勧告</u>等の発令に資する情報提供</li> <li>3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項</li> </ol> <p>第6条～第12条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成29年2月7日から施行する。</p> <p>平成30年1月31日 一部改正</p> <p>令和元年6月11日 一部改正</p> <p>令和2年3月2日 一部改正</p> <hr/> <p>別表1～2（略）</p>

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長  
広島県土木建築局河川課長  
広島県西部建設事務所呉支所次長(技術)  
広島県西部建設事務所東広島支所次長(技術)  
呉市総務部危機管理課長  
竹原市総務企画部危機管理課長  
東広島市総務部危機管理課長  
東広島市建設部建設管理課長  
東広島市建設部河川港湾課長  
大崎上島町総務課長  
広島地方気象台防災管理官  
(オブザーバー)  
広島県危機管理課  
中国地方整備局河川部

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長  
広島県土木建築局河川課長  
広島県西部建設事務所呉支所次長(技術)  
広島県西部建設事務所東広島支所次長(技術)  
呉市総務部危機管理課長  
竹原市総務企画部危機管理課長  
東広島市総務部危機管理課長  
東広島市建設部建設管理課長  
東広島市建設部河川港湾課長  
大崎上島町総務企画課長  
広島地方気象台防災管理官  
(オブザーバー)  
広島県危機管理課  
中国地方整備局河川部